

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例別表第1及び別表第7の知事が別に定める額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第19号

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例別表第1及び別表第7の知事が別に定める額を定める規則の一部を改正する規則

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例別表第1及び別表第7の知事が別に定める額を定める規則（平成12年岩手県規則第155号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第1条関係）		別表第1（第1条関係）	
区 分	額	区 分	額
1 条例別表第1の1の項 （1）アの知事が別に定める額	<u>20円</u> （検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機について、それぞれ条例別表第1の9の項（3）の金額の欄に定める額から2,700円を減じた額）	1 条例別表第1の1の項 （1）アの知事が別に定める額	<u>40円</u> （特定未認定遊技機（条例別表第1の1の項（1）アに規定する特定未認定遊技機をいう。）については、それぞれ条例別表第1の9の項（3）の金額の欄に定める額から8,000円を減じた額）
2 条例別表第1の1の項 （1）イの知事が別に定める額	2 条例別表第1の1の項 （1）イの知事が別に定める額	2 条例別表第1の1の項 （1）イの知事が別に定める額	2 条例別表第1の1の項 （1）イの知事が別に定める額
3 条例別表第1の13の項 の知事が別に定める額	3 条例別表第1の13の項 の知事が別に定める額	3 条例別表第1の13の項 の知事が別に定める額	3 条例別表第1の13の項 の知事が別に定める額
4 条例別表第1の備考1 の知事が別に定める額	<u>9,300円</u>	4 条例別表第1の備考1 の知事が別に定める額	<u>8,600円</u>
5 条例別表第1の備考2 の知事が別に定める額	<u>7,400円</u>	5 条例別表第1の備考2 の知事が別に定める額	<u>6,800円</u>
6 条例別表第1の備考3 の知事が別に定める額	<u>2,700円</u>	6 条例別表第1の備考3 の知事が別に定める額	<u>8,000円</u>
7 条例別表第1の備考4 の知事が別に定める額	<u>2,300円</u>	7 条例別表第1の備考4 の知事が別に定める額	<u>14,300円</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。